平成２６年（フ）第２０３号
埼玉県川口市前上町３番５号
債務者　青木さよ子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
埼玉県ふじみ野市中丸１丁目５番地22、前住所埼玉県入間市豊岡１丁目１番１号905
債務者　水谷　光雄
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２６号
埼玉県川越市大字牛子357番地　原島方
債務者　黒澤　陽介
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０３号
埼玉県富士見市貝塚１丁目11番２号
債務者　笹原　裕子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３９号
群馬県沼田市下川田町1392番地５
債務者　髙橋　直喜
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
群馬県富岡市七日市856番地４
債務者　高田　悦雄
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３５号
群馬県高崎市藤塚町242番地３　ブルーベルハウスＢ―202号
債務者　近藤　信夫
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３７号
群馬県高崎市八幡町1023番地６
債務者　富田　　篤
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４４号
群馬県高崎市石原町2297番地１
債務者　松本亜紗美
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１５６号
埼玉県桶川市大字加納２番地の１　シャトレ一町田Ｂ―101号
債務者　三宅　正記
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
埼玉県川口市大字峯39番地の10
債務者　後藤　幸雄
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
埼玉県草加市金明町316番地　坂本荘201号
債務者　菅原　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
埼玉県所沢市大字松郷89番地の37　１―204
債務者　人見　美紀
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９６号
埼玉県飯能市原町125番地４
債務者　服部　啓運
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２３号
埼玉県狭山市大字下奥富1103番地の２
債務者　濱角理恵子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３０号
埼玉県川越市大字今福635番地
債務者　坂本　幸代（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７２号
埼玉県東松山市松葉町４丁目11番21号　メゾネット大久保Ａ101
債務者　岡村圭之輔
1　決定年月日時　平成26年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４号
京都府亀岡市吉川町吉田中天田40番地３
債務者　畑工務店こと　畑　　益雄
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係